

○ 令和5年度決算（エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定）

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	663,080	燃料安定供給対策費	214,305
公 債 金	1,540,080	エネルギー需給構造高度化対策費	377,788
石油証券及借入金収入	1,386,509	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	1,061,796
備蓄石油売扱代	53,210	独立行政法人／国立研究開発法人運営費・出資	238,939
独立行政法人納付金収入	58,492	事務取扱費	1,748
雑 収 入	49,329	脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	12,099
前 年 度 剰 余 金 受 入	761,208	国債整理基金特別会計へ繰入・一般会計へ繰入	1,397,541
		予備費等	—
合 計	4,511,912	合 計	3,304,219

※1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) 663,080百万円

(予算に計上した繰入金の額) 663,080百万円

・借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(借入金等の額) 2,926,589百万円

(予算に計上した借入金等の額) 3,085,283百万円

(相違した理由)

石油証券の借換発行額が予定より少なかったこと等のため。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 1,207,693百万円

(剩余金が生じた理由)

歳入予算を上回る収納済歳入額及び歳出予算のうち当年度支出しなかった部分（翌年度繰越額、歳出不用額）があったため。

(剩余金の処理の方法)

特別会計に関する法律第8条第1項の規定により、令和6年度以降のエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の財源として活用される。

(剩余金と一般会計からの繰入れの関係)

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定においては、特別会計に関する法律第90条の規定に基づき、石油石炭税収を一度一般会計に繰り入れた上で、同法第8条第1項の規定に基づき翌年度の歳入に繰り入れられる剩余金その他の歳入の見込額（一般会計からの繰入金を除く。）の状況と事業の経費に照らし必要な金額を、「予算で定めるところにより」、エネルギー需給勘定に繰り入れることとされている。その結果として、剩余金の見合いの額について歳入予算における一般会計からの繰入額が減少することとなり、一般会計の歳出圧縮に貢献している（剩余金から一般会計への繰入れを行った場合と同様の効果となる）。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(省庁別決算額)

経済産業省分決算額

歳入	4, 134, 530百万円
歳出	3, 128, 504百万円

環境省分決算額

歳入	377, 381百万円
歳出	175, 714百万円

○ 令和5年度決算（エネルギー対策特別会計 電源開発促進勘定）

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	320,181	電 源 立 地 対 策 費	150,779
		電 源 利 用 対 策 費	16,833
エネルギー需給勘定より受入	12,099	脱 炭 素 成 長 型 経 済 構 造 移 行 推 進 対 策 費	9,557
独立行政法人納付金収入	45	原 子 力 安 全 規 制 対 策 費	27,802
雑 収 入	3,252	国 立 研 究 開 発 法 人 運 営 費 ・ 施 設 整 備 費	110,136
前 年 度 剰 余 金 受 入	68,700	事 务 取 扱 費	24,073
		予 備 費 等	8
合 計	404,278	合 計	339,192

※1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) 320,181百万円
(予算に計上した繰入金の額) 320,181百万円

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 65,086百万円
(剰余金が生じた理由)

歳入予算を上回る収納済歳入額及び歳出予算のうち当年度支出しなかった部分（翌年度繰越額、歳出不用額）があったため。

(剰余金の処理の方法)

特別会計に関する法律第8条第1項の規定により、令和6年度以降のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の財源として活用される。

(剰余金と一般会計からの繰入れの関係)

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定においては、特別会計に関する法律第91条に基づき、電源開発促進税収を一度一般会計に繰り入れた上で、同法第8条第1項に基づき翌年度の歳入に繰り入れられる剰余金その他の歳入の見込額（一般会計からの繰入金を除く。）の状況と事業の経費に照らし必要な金額を、「予算で定めるところにより」、電源開発促進勘定に繰り入れることとされている。その結

果として、剩余金の見合いの額について歳入予算における一般会計からの繰入額が減少することとなり、一般会計の歳出圧縮に貢献している（剩余金から一般会計への繰入れを行った場合と同様の効果となる）。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

（省庁別決算額）

内閣府分決算額

歳入	16, 838百万円
歳出	11, 276百万円

文部科学省分決算額

歳入	142, 568百万円
歳出	124, 703百万円

経済産業省分決算額

歳入	188, 746百万円
歳出	162, 300百万円

環境省分決算額

歳入	56, 125百万円
歳出	40, 912百万円

○ 令和5年度決算（エネルギー対策特別会計 原子力損害賠償支援勘定）

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
原子力損害賠償支援資金 よ り 受 入	—	事 務 取 扱 費	0
原子力損害賠償支援証券 及 借 入 金 收 入	8,339,934	国債整理基金特別会計へ 繰 入	8,579,326
原子力損害賠償・廃炉等 支 援 機 構 納 付 金 收 入	238,637		
雜 收 入	1		
前 年 度 剩 余 金 受 入	42,055		
合 計	8,620,629	合 計	8,579,327

※1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

・借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（借入金等の額） 8,339,934百万円

（予算に計上した借入金等の額） 10,933,100百万円

（相違した理由）

国債の償還に係る借入金が予定より少なかったため。

・歳入歳出の決算上の剩余金の額、当該剩余金が生じた理由及び当該剩余金の処理の方法

（剩余金の額） 41,301百万円

（剩余金が生じた理由）

歳出予算のうち国債整理基金特別会計へ繰入が予定より少なかったこと等のため。

（剩余金の処理の方法）

特別会計に関する法律第8条第1項の規定により、令和6年度以降のエネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定の財源として活用される。

・令和5年度末における資金の残高
(資金の残高(令和6年4月30日)) 58,295百万円
(資金の目的)

特別会計に関する法律第92条の2第1項の規定により原子力損害賠償支援資金を置き、同法第91条の3第1項の規定による原子力損害の賠償に係る交付国債の償還金等の支出に必要な金額の国債整理基金特別会計への繰入を円滑に実施するため必要とする費用を確保することとしている。

(資金の水準)

令和6年度予算においては、当該年度の金利負担に要する費用に充てるため、資金残高のうち約42億円を取り崩すこととしている。